

下ヶ戸自治会会則

(名称)

第1条 この会は、下ヶ戸自治会と称する（以下「会」という）。

(会員)

第2条 この会の会員は、下ヶ戸地域の居住者で第13条の会費を納入した者をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、地域福祉の増進、生活環境の向上、防災防犯の徹底、文化活動の活性化などに努め、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 環境、募金、防災、防犯の事業活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。
- (5) その他会の目的達成に必要な事業に関する事。

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名以上
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 査 役 2名
- (6) 担当部長 3名（環境、防災、防犯）
- (7) 担当副部長 3名（環境、防災、防犯）

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法で選出する。

- (1) 会 長 = 会員の自薦、他薦により選出することとするが、候補者が出ない場合は